



平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 新 井 組
代表者名 取締役社長 酒井 松喜
(コード番号 1854 東証・大証第 1 部)
問合せ先 執行役員管理本部副本部長
山下 博行
(TEL. 0798-26-8156)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 29 日に開催予定の第 67 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) N I S グループ株式会社との業務提携により、金融サービスに係る情報を提供する場合に備えるため、変更案第 2 条 (目的) 第 6 号「金融業務」を新設するものであります。
- (2) 株主の皆様への周知性の向上及び公告費用の節減を図るため、公告方法として電子公告を採用するものとし、現行定款第 4 条 (公告方法) を変更案第 5 条 (公告方法) のとおり変更するものであります。
- (3) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第 5 条 (発行する株式の総数) に定める発行する株式の総数 81,650,000 株を変更案第 6 条 (発行可能株式総数) のとおり 191,700,000 株に変更するものであります。
- (4) 機動的な資本政策が可能となるよう、変更案第 11 条 (自己の株式の取得) を新設するものであります。
- (5) 企業経営の環境変化に適応する観点から、取締役の定員を 3 名以上から 7 名以内に、監査役の定員を 3 名以上から 4 名以内にそれぞれ変更するものであります。(変更案第 19 条 (員数) ならびに第 33 条 (員数))
- (6) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき、当社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条 (機関の設置) を新設するものであります。
 - ②会社法第 214 条の規定に基づき、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条 (株券の発行) を新設するものであります。

- ③単元未満株式の権利は単元株式と比して合理的な範囲に制限すべきものであることから、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- ④インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第16条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- ⑤株主総会の効率的な運営を図るため株主総会における代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を明確にするため、現行定款第15条（議決権の代理行使）を変更案第18条のとおり変更するものであります。
- ⑥取締役会を機動的に運営するため書面または電磁的記録によりその決議を行うことができるよう、変更案第28条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ⑦取締役及び監査役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第32条（取締役の責任免除等）及び変更案第42条（監査役の責任免除等）を新設するものであります。なお、取締役の責任免除等の規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- ⑧上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (7) 上記の修正に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月29日（木）
定款変更の効力発生日 平成19年3月29日（木）

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(商号) 第1条 当社は株式会社新井組と称し、英文ではARAIGUMI CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 土木建築その他の工事の請負2. 土木建築その他の工事の測量、計画および設計監理3. 建設用機械および資材の製造、修理、販売および賃貸4. 建設用車両および自動車の修理5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介等の業務および調査 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none">6. 産業等廃棄物の処理、加工、その他の取扱および運搬7. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を西宮市におく。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社新井組と称し、英文ではARAIGUMI CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 土木建築その他の工事の請負2. 土木建築その他の工事の測量、計画および設計監理3. 建設用機械および資材の製造、修理、販売および賃貸4. 建設用車両および自動車の修理5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介等の業務および調査6. 金銭の貸付、債務の保証等の金融業務7. 産業等廃棄物の処理、加工、その他の取扱および運搬8. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を西宮市に置く。</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. 監査役会4. 会計監査人 <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は81,650,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <ol style="list-style-type: none">② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。 <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、191,700,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> <ol style="list-style-type: none">② 当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。 <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下、「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか必要ある場合には取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他の株式に関する取扱いおよび手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社は、株主名簿(以下、実質株主名簿を含む。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年1月1日から3ヵ月以内に招集し臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第12条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議をもって取締役社長が招集する。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長には取締役社長が当る。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合にはその委任する代理人は当会社の議決権を行使しうる株主であることを要する。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し議長および出席した取締役が記名捺印するものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は3名以上とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>③ 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会はその決議をもって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>② 取締役会の決議により取締役社長は会社を代表する。</p> <p>③ 前項のほか取締役会の決議により、第1項の取締役のなかから代表取締役若干名をおくことができる。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役会の決議によって取締役社長は会社を代表する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役の職務)	(役付取締役の職務)
第20条 取締役社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。役付取締役は取締役社長を補佐し定められた業務を分掌処理しかつ会社の日常業務を執行する。 ただし、取締役社長事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により役付取締役は取締役社長に代って業務を執行する。	第22条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。役付取締役は、取締役社長を補佐し定められた業務を分掌処理しかつ会社の日常業務を執行する。 ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、役付取締役は取締役社長に代って業務を執行する。
(顧問および相談役)	(顧問および相談役)
第21条 当会社にと取締役会の決議をもって顧問および相談役各若干名をおくことができる。	第23条 当会社に、取締役会の決議をもって顧問および相談役各若干名を置くことができる。
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として就任した取締役の任期は前任者の任期の満了すべき時までとする。</u>	第24条 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、 <u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第23条 取締役会の招集およびその議長は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれに当り、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。	第25条 取締役会の招集およびその議長は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代る。
(取締役会の招集手続)	(取締役会の招集手続)
第24条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。	第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。
(新設)	② <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(取締役会の決議の方法)	(取締役会の決議の方法)
第25条 取締役会の決議は現任取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもってこれを決する。	第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
(新設)	③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>
(取締役会議事録)	(取締役会議事録)
第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し出席した取締役および監査役が記名捺印するものとする。	第29条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
(取締役会規則)	(取締役会規則)
第27条 取締役会に関しては、法令および本定款に定めある場合を除き取締役会で定める取締役会規則による。	第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(報酬)	(報酬等)
第28条 取締役の報酬は株主総会の決議をもって定める。	第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の責任免除等) 第32条 当社は取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ② 当社は社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令の定める額とする。
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(員数) 第29条 当社の監査役は3名以上とする。 (選任) 第30条 監査役は、株主総会で選任する。 ② 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 (補欠監査役の選任) 第31条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えるため、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下、「補欠監査役」という。)を選任することができる。 ② 補欠監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 ③ 補欠監査役選任の効力は選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会開催の時までとする。 (常勤監査役) 第32条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。 (任期) 第33条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期の満了すべき時までとする。 ② 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (監査役会の招集手続) 第34条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。 (新設) (監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き現任監査役の過半数をもってこれを決する。	(員数) 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削除) (常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の招集手続) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し出席した監査役が記名捺印するものとする。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関しては、法令および本定款に定めある場合を除き監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第38条 監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会議事録)</p> <p>第39条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除等)</p> <p>第42条 当社は取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(営業年度)</p> <p>第39条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第40条 利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第42条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。未払配当金については利息を附さないものとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>② 取締役会の決議により、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に中間配当を行うことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>